

|    |    |    |      |    |   |
|----|----|----|------|----|---|
| 議長 | 局長 | 次長 | 次長補佐 | 係長 | 係 |
| 秋間 | 内  | 玉田 |      |    |   |

平成30年3月29日

流山市議会議長 秋間 高義 様

流山市長 井崎 義治

障害児通所支援事業所に対する行政処分の情報について

平成30年3月29日午前、千葉県が下記事業者に対して行政処分通知を  
 交し、午後に報道発表するとの連絡がありましたので報告いたします。

記

- 1 事業者名 株式会社ウェルクス（指定障害児通所支援事業所）  
 東京都墨田区両国1丁目12-8 両国ミハマビル
- 2 事業所名 （サービスの種類）
  - ・STEP 南流山 （放課後等デイサービス）指定 H28.2.1  
 千葉県流山市南流山 1-19-7-107 （流山市利用児童は8名）
  - ・STEP 本八幡 （放課後等デイサービス）指定 H28.7.1  
 千葉県市川市八幡 3-4-8 レジャープラザ2F
  - ・STEP 船橋高根台（放課後等デイサービス）指定 H28.9.1  
 千葉県船橋市高根台 6-40-12 ガレリア高根台 201
- 3 指定障害児通所支援事業所に対する監査結果の内容について  
 監査により判明した事実の概要（STEP 南流山分）
  - (1) 不正の手段による指定  
 指定申請時の書類に当該事業所に勤務していない者の氏名を記載し、不正  
 の手段により指定を受けた。
  - (2) 人員基準違反  
 指導員又は保育士について、1名しか配置されていない日があり、県条例  
 に定める人員基準を満たしていなかった。
  - (3) 運営基準違反  
 放課後等デイサービス計画が未作成で必要な一連の業務が適切に行われてい  
 なかった。
  - (4) 障害児通所給付費に関する不正請求等
    - ア サービス提供分に係る請求においてサービス提供職員欠如減算をせずに  
 給付費を不正に請求し受領した。
    - イ 一部の利用児童について放課後等デイサービス計画未作成減算を行わずに障  
 害児通所給付費を請求し受領した。
- 4 行政処分の情報  
 県からの連絡では、処分内容として、返還請求及び効力の一部停止3か月  
 （新規受入停止）とのこと。（利用中の児童への影響はないとのこと。）

